

ユネスコ活動に関する法律施行令(抄)

(昭和二十七年六月二十七日政令第二百十二号)

最終改正:平成二二年七月二三日政令第一七二号

第三章 日本ユネスコ国内委員会の小委員会

(専門小委員会)

第八条 法第十三条 の専門小委員会は、各専門の事項に関係のある委員のうちから国内委員会の議決を経て会長が指名するもので組織する。

2 法第十三条第五項 の調査委員は、学識経験のある者のうちから、会長の意見を聴いて、文部科学大臣が任命する。

3 調査委員は、非常勤とし、当該特別の事項の調査審議が終つたときは、退任するものとする。

4 各専門小委員会に属する委員により専門小委員会の委員長として互選された者は、当該専門小委員会の会務を掌理する。

5 第六条第三項の規定は、専門小委員会について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、各専門小委員会の名称、所掌事務その他その組織に関し必要な事項は、会長の意見を聴いて、文部科学大臣が定める。

日本ユネスコ国内委員会専門小委員会組織規程の一部を改正する省令について（概要）

1. 趣旨

令和2年9月に開催された第147回日本ユネスコ国内委員会総会において、社会的課題への対応にスピード感が求められる中、機動的で効果的な議論や分野横断的な課題に対応した議論が必要であり、また、持続可能な社会の実現に向けて、更なるユネスコ活動の活性化を図るためには、各分野の専門家とユネスコ活動の普及の担い手との連携をより促進させる必要との意見があり、日本ユネスコ国内委員会の下に設置される専門小委員会の在り方について2.のように整理することとされた。

このために必要な省令改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 自然科学小委員会及び人文・社会科学小委員会を科学小委員会として再編する。
- (2) 文化活動小委員会及びコミュニケーション小委員会を文化・コミュニケーション小委員会として再編する。
- (3) 教育小委員会、科学小委員会、文化・コミュニケーション小委員会のいずれの専門小委員会が普及活動を所掌する。

<見直し前>

名称	所掌事務
教育小委員会	教育に関する事項を調査審議すること。
自然科学小委員会	自然科学に関する事項を調査審議すること。
人文・社会科学小委員会	人文科学及び社会科学に関する事項を調査審議すること。
文化活動小委員会	文化活動に関する事項を調査審議すること。
コミュニケーション小委員会	コミュニケーションに関する事項を調査審議すること。
普及活動小委員会	普及活動に関する事項を調査審議すること。



<見直し後>

名称	所掌事務
教育小委員会	教育及び教育に係る <u>普及活動に関する事項</u> を調査審議すること。
<u>科学小委員会</u>	自然科学並びに人文科学及び社会科学並びにこれらに係る <u>普及活動に関する事項</u> を調査審議すること。
<u>文化・コミュニケーション小委員会</u>	文化活動及びコミュニケーション並びにこれらに係る <u>普及活動に関する事項</u> を調査審議すること。

3. 施行日

令和2年12月1日とする。

日本ユネスコ国内委員会文化・コミュニケーション小委員会委員名簿

令和2年12月1日現在

井上 洋一	独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館副館長
大枝 宏之	株式会社日清製粉グループ本社特別顧問
相賀 昌宏	株式会社小学館代表取締役社長
* 岡崎 環	宮島ユネスコ協会副会長
木間 明子	朝日生命ユネスコクラブ副会長、東京都ユネスコ連絡協議会事務局長
肥塚 美春	株式会社高島屋参与
小長谷 有紀	独立行政法人日本学術振興会監事
西藤 清秀	奈良県立橿原考古学研究所技術アドバイザー
佐藤 美樹	公益社団法人日本ユネスコ協会連盟会長、朝日生命保険相互会社取締役会長
佐野 智恵子	工房いにしへ代表
高橋 秀行	共立株式会社取締役会長
芳賀 満	国立大学法人東北大学高度教養教育・学生支援機構教授
蓮生 郁代	国立大学法人大阪大学大学院国際公共政策研究科教授
羽田 正	国立大学法人東京大学 大学執行役・副学長、国立大学法人東京大学国際高等研究所東京カレッジ カレッジ長
平野 英治	メットライフ生命保険株式会社取締役代表執行役・副会長
細谷 龍平	国立大学法人福井大学国際地域学部特任教授

* 特別委員（調査委員）

平成 22 年 2 月 12 日
日本ユネスコ国内委員会
文化活動小委員会
第 116 回会議決定
平成 22 年 7 月 9 日改正
平成 28 年 6 月 20 日改正
平成 30 年 3 月 19 日改正
令和 2 年 12 月 1 日改正
(※下線が修正部分)

ユネスコ「世界の記憶」選考委員会設置要綱（案）

（設置）

第一条 「世界の記憶」（Memory of the World : MOW）事業に推薦する候補物件について調査審議するため、日本ユネスコ国内委員会文化・コミュニケーション小委員会にユネスコ「世界の記憶」選考委員会（以下委員会）を設置することについて必要な事項を定める。

（所掌）

第二条 委員会は次にあげる事項を所掌する。

- (1) 推薦物件の募集方法についての審議
- (2) 推薦物件の選考基準の策定
- (3) 推薦物件の選定
- (4) 推薦物件に係る調査
- (5) その他推薦物件に係る必要な事項

（組織）

第三条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 文化・コミュニケーション小委員会に属する委員から原則として三名
- (2) 文部科学省、文化庁、国立国会図書館及び国立公文書館が推薦する者からユネスコ活動に関する法律第十三条第五項の規定に基づく調査委員若干名

2 委員会の調査審議事項に関係する各省庁等の職員は、委員会の会議に出席し意見を述べることができる。

（調査委員の任期）

第四条 第三条で定める調査委員の任期は、二年以内とする。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第五条 委員会に委員長を一人置く。

- 2 委員長は委員会に属する委員のうちから、その互選により定める。
- 3 委員長は委員会を総括し、代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(関係者からの意見聴取)

第六条 委員会の委員長は、委員会に属さない日本ユネスコ国内委員会委員、学識経験者その他関係者に出席を依頼し、その意見を聞くことができる。

(招集)

第七条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(報告)

第八条 委員会の委員長は、委員会において調査審議した事項を、当該会議終了後における最も近い文化・コミュニケーション小委員会会議において文書で報告するものとする。

(国際的性格の付与)

第九条 ユネスコから委員会の調査審議の事項に関するナショナル・コミッティの設定が要請されているときは、前条に基づき委員会は文化・コミュニケーション小委員会の分科会とした上で、我が国のナショナル・コミッティとみなすことができる。この場合においては第三条第一項の規程にかかわらず、文化・コミュニケーション小委員会の議を経て委員会の構成員に加え、関係各省庁等の職員をナショナル・コミッティの構成員と呼称することができる。

(運営規則)

第十条 文化・コミュニケーション小委員会は、文化・コミュニケーション小委員会の議を経て、委員会の運営に必要な細則を定めることができる。

(存続期間)

第十一条 委員会の存続期間は、文化・コミュニケーション小委員会が廃止の議決をしたときまでとする。

(庶務)

第十二条 委員会の庶務は関係省庁の協力を得て国際統括官付が行う。

(附則)

この設置要綱は、平成二十二年二月十二日から適用する。

平成 22 年 2 月 12 日
日本ユネスコ国内委員会
文化活動小委員会
第 116 回会議決定
平成 22 年 7 月 9 日改正
平成 28 年 6 月 20 日改正
平成 30 年 3 月 19 日改正

ユネスコ「世界の記憶」選考委員会設置要綱

(設置)

第一条 「世界の記憶」(Memory of the World : MOW) 事業に推薦する候補物件について調査審議するため、日本ユネスコ国内委員会文化活動小委員会にユネスコ「世界の記憶」選考委員会(以下委員会)を設置することについて必要な事項を定める。

(所掌)

第二条 委員会は次にあげる事項を所掌する。

- (1) 推薦物件の募集方法についての審議
- (2) 推薦物件の選考基準の策定
- (3) 推薦物件の選定
- (4) 推薦物件に係る調査
- (5) その他推薦物件に係る必要な事項

(組織)

第三条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 文化活動小委員会に属する委員から原則として二名
- (2) コミュニケーション小委員会に属する委員から原則として一名
- (3) 文部科学省、文化庁、国立国会図書館及び国立公文書館が推薦する者からユネスコ活動に関する法律第十三条第五項の規定に基づく調査委員若干名

2 委員会の調査審議事項に係る各省庁等の職員は、委員会の会議に出席し意見を述べることができる。

(調査委員の任期)

第四条 第三条で定める調査委員の任期は、二年以内とする。ただし、補欠の委員は前任者の残任期間在任する。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を一人置く。

2 委員長は委員会に属する委員のうちから、その互選により定める。

3 委員長は委員会を総括し、代表する。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(関係者からの意見聴取)

第六条 委員会の委員長は、委員会に属さない日本ユネスコ国内委員会委員、学識経験者その他関係者に出席を依頼し、その意見を聞くことができる。

(招集)

第七条 委員会の会議は、委員長が招集する。

(報告)

第八条 委員会の委員長は、委員会において調査審議した事項を、当該会議終了後における最も近い文化活動小委員会会議において文書で報告するものとする。

(国際的性格の付与)

第九条 ユネスコから委員会の調査審議の事項に関するナショナル・コミッティの設定が要請されているときは、前条に基づき委員会は文化活動小委員会の分科会とした上で、我が国のナショナル・コミッティとみなすことができる。この場合においては第三条第一項の規程にかかわらず、文化活動小委員会の議を経て委員会の構成員に加え、関係各省庁等の職員をナショナル・コミッティの構成員と呼称することができる。

(運営規則)

第十条 文化活動小委員会は、文化活動小委員会の議を経て、委員会の運営に必要な細則を定めることができる。

(存続期間)

第十一条 委員会の存続期間は、文化活動小委員会が廃止の議決をしたときまでとする。

(庶務)

第十二条 委員会の庶務は関係省庁の協力を得て国際統括官付が行う。

(附則)

この設置要綱は、平成二十二年二月十二日から適用する。